



平成 27 年 12 月 25 日

各位

会 社 名 株式会社レッド・プラネット・ジャパン  
代表者名 代表取締役社長 ティモシー・ハンシング  
(証券コード:3350 JASDAQ)  
問合せ先 財務経理執行役員 王生 貴久  
(TEL. 050-5835-0966)

**平成 27 年 9 月 期 (自平成 26 年 10 月 1 日至平成 27 年 9 月 30 日) 有価証券報告書の  
提出期限延長に関する承認申請書の提出に関するお知らせ**

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

平成 27 年 9 月 期 (自平成 26 年 10 月 1 日至平成 27 年 9 月 30 日) 有価証券報告書

2. 延長前の提出期限

平成 28 年 1 月 4 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 2 月 4 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社持分法適用会社であります株式会社フード・プラネット (以下、「フード・プラネット社」といいます。) による平成 27 年 12 月 3 日付「当社及び当社連結子会社の会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」で開示しましたとおり、フード・プラネット社は、平成 26 年 7 月よりフード・プラネット社及びその連結子会社であります株式会社アジェットクリエイティブ (以下、「AC社」といいます。) において、小規模分譲型ソーラー (出力 50kW 未満の太陽光発電システム) に関する設備機器販売及び設置工事の事業 (以下、「本件事業」といいます。) を開始しておりますが、本件事業に関連し、外部からの指摘により AC 社の平成 26 年 9 月期の売上計上の妥当性に懸念がある旨の指摘を受けました。これを受け、フード・プラネット社は、平成 27 年 12 月 3 日の同社取締役会において、第三者委員会を設置することを決議いたしました。

フード・プラネット社は、第三者委員会に対して、①平成 26 年 7 月に開始した本件事業に関する事実関係及び問題点の調査分析、②本件事業に係る会計処理についての検討、③売上計上の妥当性等の問題が存在する場合は、その再発防止策の提言、④その他、第三者委員会が調査の過程において必要と認める事項について調査報告を依頼しており、第三者委員会による調査報告書の提出は平成 28 年 1 月中旬を目途とする旨、第三者委員会からご連絡いただいております。

このため、フード・プラネット社において平成 27 年 9 月期有価証券報告書の法定期限である平成 28 年

1月4日までに過年度決算の訂正の要否等が確定しないこととなり、当社においても平成27年9月期有価証券報告書の法定期限である平成28年1月4日までに平成27年9月期の決算数値等が確定しないこととなったため、当社は、本日開催の当社取締役会において、当該有価証券報告書の提出期限延長についての申請を行うことを決議し、延長申請書を提出いたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

また、提出期限延長に係る申請が承認された場合には、今回延長承認を申請する平成28年2月4日までは、当社の平成27年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査を完了し、平成27年9月期有価証券報告書を提出できる見込みであります。

株主様をはじめ関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以上